

日本カトリック幼保連盟 規約

(名 称)

第 1 条 本会は、「日本カトリック幼保連盟」(以下「本連盟」という)と称する。

(事務所)

第 2 条 本連盟の事務所は、一般財団法人日本カトリック学校連合会(以下「学校連合会」という)内に置く。

(目 的)

第 3 条 本連盟は、福音の精神に基づいて設置されたカトリック園の使命を果たすために、その運営と保育・教育の向上、充実を図ることを通して、カトリック園の振興に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本連盟は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) カトリック園の運営の充実と向上に必要な諸活動
- (2) カトリック園の保育・教育の充実と向上に必要な調査と活動
- (3) カトリック園に勤務する教職員の資質向上に必要な諸活動
- (4) カトリック園の保育・教育に関する出版物の刊行
- (5) その他、本会の目的達成のために必要と認められる諸活動

(会 員)

第 5 条 本連盟は、会員により構成する。

2. 前項の会員とは、カトリックの教育理念に基づいて設置、運営されている保育園、認定こども園、幼稚園等で、所属する事業体所在地の教区長がカトリック園として認めているものをいう。

(会 費)

第 6 条 会員は、役員総会(以下「総会」という)において定める会費を、本連盟に納付しなければならない。

(役 員)

第 7 条 本連盟に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 2名
- 各ブロック選出の常任役員 5名
- 有識者から選任の常任役員 8名以内
- 教区代表役員 16名(うち5名は上記常任役員を兼任)

(教区代表役員の選出)

第 8 条 教区代表役員は各教区の連盟から原則として代表者1名が選出される。

(常任役員の選出・選任)

第 9 条 全国を次の5ブロックに分け、各ブロックから教区代表役員の互選により、1名の常任役員を選出する。尚、大阪高松教区は、大阪支部、四国支部の各支部から選出する。

- (1) 北海道・東北ブロック(札幌教区、仙台教区、新潟教区)
- (2) 関東ブロック(東京教区、さいたま教区、横浜教区)
- (3) 中部・関西ブロック(名古屋教区、京都教区、大阪高松教区大阪支部)
- (4) 中国・四国ブロック(広島教区、大阪高松教区四国支部)
- (5) 九州・沖縄ブロック(福岡教区、長崎教区、大分教区、鹿児島教区、那覇教区)

2. 会長は常任役員の中から常任役員の互選により選出される。
3. 副会長は常任役員の中から、会長が選任する。
4. 有識者選出の常任役員は、会長の推薦により常任役員会で選任する。

(役員職務)

- 第 10 条 会長は本連盟の業務を代表し、本連盟業務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 常任役員は会長を補佐し、本連盟の業務を分掌する。
 4. 教区代表役員は本連盟の業務を分担し、会長および常任役員に本連盟の業務の運営について意見を具申する。

(役員任期)

- 第 11 条 役員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、正副会長は2期8年までを原則とする。
2. 役員が任期の途中で退任し、または資格を喪失したときは、速やかに第8条、第9条の規定に基づいて選出しなければならない。
 3. 後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織と運営)

- 第 12 条 本連盟の目的を果たしていくため、常任役員会と教区代表役員会を設け、その運営と諸活動を行う。

(常任役員会)

- 第 13 条 常任役員会は会長が招集する。
2. 常任役員会は、総会の議決に基づいた事業を執行していくとともに必要な事業を企画実行していく。
 3. 常任役員会は、少なくとも毎年3回開催するものとする。
 4. 常任役員会は、常任役員総数の3分の2以上の者が出席しなければ開催することができない。ただし、付議すべき事項について予め書面をもって意思表示したものは出席者とみなす。

(役員総会)

- 第 14 条 本連盟の業務は、役員をもって構成する総会で決定する。
2. 総会は、会長が招集する。
 3. 総会は、毎年1回開催する。
 4. 総会招集の通知は、会議の7日前までに、日時、場所及び会議に付議すべき事項を示して発しなければならない。
 5. 総会は、前年度の事業報告ならびに決算の承認、その年度の事業計画と予算の議決、その他重要な業務について議決する。
 6. 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算案は、会長が編成し、総会の議決を経なければならない。
 7. 総会は、役員総数の半数以上の役員が出席しなければ会議を開き、議決することはできない。ただし、総会は付議すべき事項について予め書面をもって意思表示をした者は出席者とみなす。
 8. 総会の議事は、別段の定めのある場合を除き、役員総数の過半数で決する。
 9. 総会には議長を置き、会長をもってこれに当てる。
 10. 会長は、役員総数の3分の2 以上の役員から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。

(議事録の作成)

- 第 15 条 常任役員会、総会の議事については議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には開催の日時、場所、出席役員及び欠席役員の氏名、議事の経過の要領及びその結果を記載する。

(加盟手続)

第 16 条 本連盟に加盟を希望する園は、第5条の条件を満たした上で、本連盟としての可否については常任役員会の決定によるものとする。

(会 計)

第 17 条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2. 本連盟の会計を監査するために、監事 2 名をおく。
3. 監事は、学校連合会の監事に委嘱する。

(規約の改廃)

第 18 条 本規約の改廃は、総会の議決を経なければならない。

附 則 この規約は2021(令和3)年 6月8日の総会において承認され、2021(令和3)年4月1日に遡って適用する。それに伴い、従前の日本カトリック幼児教育連盟の規約は廃止する。

2. この規約は、2025(令和7)年6月18日から改定施行する。

【内規】

(役員任期)

常任役員は、任期中に教区代表役員を離れた場合であっても、やむを得ない理由(選出ブロックから離れたとき、異動後の兼務が難しい等)を除き、引き続き在職するものとする。

日本カトリック幼保連盟 幼児教育研究基金規程

(目的)

第1条 日本カトリック幼保連盟(以下「本連盟」という。)は、カトリック精神に基づく幼児教育の有益な研究実践や研修に対する助成を行い、教職員の人材育成、教育内容の充実に貢献することを目的に、日本カトリック幼保連盟**幼児教育研究基金**(以下「本基金」という。)を設定する。

(基金の管理)

第2条 本基金は、銀行預金その他安全確実な有価証券等によりこれを保有し、一般財団法人日本カトリック学校連合会(以下「学校連合会」という。)理事長がその責において保管する。

2. 基金を充実するため、基金への寄附を受けることができる。

(適用対象事業)

第3条 本基金は、次に掲げる事業の実施に要する経費に支出するものとする。

- (1) カトリック幼児教育における有益な研究実践に対する助成、及び永年勤続者・幼児教育功労者の表彰
- (2) カトリック幼児教育に関わる教職員の研修
- (3) カトリック幼児教育に関わる教職員向け出版物

(費用)

第4条 前条に規定する事業の実施に要する費用は、果実をもって充てることができる。

(基金の積立)

第5条 本基金の積み立てについては、本連盟の常任役員会の議を経て、学校連合会理事会の承認を得なければならない。

(基金の取り崩し)

第6条 本基金を取り崩す場合は、本連盟の常任役員会の議を経て、学校連合会理事会の承認を得なければならない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、本連盟常任役員会の議を経て、学校連合会理事会の承認を要する。

附則 本規程は、2016(平成28)年4月1日から施行する。

2. 本規程は、2023(令和5)年2月17日から改正施行する。

日本カトリック幼保連盟
「永年勤続者表彰制度」「幼児教育功労者表彰制度」選考規程

(総則)

第1条 日本カトリック幼保連盟(以下、本連盟という)の永年勤続者表彰制度・幼児教育功労者表彰制度は、カトリック園の繁栄・発展のために長年貢献した教職員とカトリック園での幼児教育において他の範となる働きをして貢献した教職員を表彰することにより、カトリック幼児教育の充実と発展に資することを目的として、本連盟の事業の一つとして定められたものである。

2 受賞者の選考は、本規程の定めるところによる。

(選考)

第2条 永年勤続者表彰制度における受賞者の選考は、カトリック園の設置者・理事長(又は園長)の推薦に基づき、選考委員会が行い、選考委員会は選考の結果を本連盟会長に報告する。本連盟会長は常任役員会に諮り受賞者を決定する。申請書等は別表に定める。

2 幼児教育功労者表彰制度における受賞者の選考は、選考委員会で行い、本連盟会長に報告する。本連盟会長は常任役員会に諮り受賞者を決定する。

(被推薦資格)

第3条 受賞候補者として推薦を受ける資格は、以下のとおりとする。

(1)永年勤続者表彰は、在職40年の園長及び常勤教職員とし、1年以内の退職者を含む。
在職年数は下記による。

A. 3月末を基準とする。

B. 本連盟加盟法人・園に在籍した年数による。休職期間は2分の1を算入する。

(2)幼児教育功労者表彰は、カトリック幼児教育において、優れた研究・実践をし教育上の効果をあげている教職員、又はカトリック幼児教育を実践して教育上他の範となり本表彰に値する教職員とする。

(選考委員会)

第4条 選考委員会は、3名の選考委員で構成し、連盟会長が委員の中からこれを任命する。

2 選考委員の任期は4年とし、再任を妨げない。

(受賞者の決定)

第5条 本連盟会長は、選考委員会の報告に基づき、常任役員会の議を経て受賞者を決定し、本連盟定例委員会にて報告する。

(表彰の方法)

第6条 本連盟主催で行う教職員研修大会の席上で、本連盟会長名の表彰状及び記念品を贈呈する。

2 前項によらない場合は、申請者宛に表彰状と記念品を届け、個別に表彰する。

(規程の変更)

第7条 規程の改定は、本連盟常任役員会を経て、学校連合会の理事会で決議する。

附 則 本規程は、2016(平成28)年4月1日から施行する。

2. 本規程は、2023(令和 5)年2月17日から改正施行する。

(内規) 表彰状の文面、記念品の種類等:選考委員会が検討し、会長が決定する。

選考委員の任命:会長及び副会長の3名

日本カトリック幼保連盟 旅費内規

(総則)

第1条 この内規は、日本カトリック幼保連盟(以下「本連盟」という)の業務により出張する場合の旅費の支出について定めるものである。

2 ひかりの子編集部の旅費は、「『ひかりの子』編集部に関する内規」にて定める。

(旅費の種類)

第2条 旅費は、運賃、日当及び宿泊料とする。

(支給対象者)

第3条 旅費は、次の各号の一に該当する者に、別表に定める基準で支給する。

- (1) 常任役員会・定例委員会・本連盟主催の研修会における本連盟役員
- (2) 常任役員会・定例委員会に招聘される者
- (3) 常任役員会・定例委員会・本連盟主催の研修会における来賓
- (4) 「永年勤続者表彰制度・幼児教育功労者表彰制度」における選考委員
- (5) 「かがやき」編集委員
- (6) 各種委員会・研修会における本連盟事務局
- (7) 本連盟会長が必要と認める者

2 前項の定めにかかわらず、前項第3号に該当する者に、日当は支給しない。

(改廃)

第4条 この内規の改廃は、本連盟常任役員会を経て、学校連合会理事会で決議する。

(補則)

第5条 この内規に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は、「一般財団法人日本カトリック学校連合会役員等及び職員の旅費規程」の定めに準じる。

附 則 この規程は、2016(平成28)年4月1日から施行する。

2. 本規程は、2023(令和 5)年2月17日から改正施行する。

別表(第3条関係)

運賃	日当	宿泊料
実費	2,000円	1泊12,000円

「カトリック幼児教育研修会」助成金 規程

(目的)

第1条 一般財団法人日本カトリック学校連合会の目的達成の事業として、「キリスト教教育に関する研究会の開催」を受けて、傘下の「日本カトリック幼保連盟(以下「本連盟」という)は、カトリック精神に基づき、子どもの心身の健全な発達に資する教育研修会を実施する団体に助成を行う。

(助成金の名称)

第2条 助成金の名称は次のとおりとする。
「カトリック幼児教育研修会助成金」

(助成の対象団体)

第3条 本助成金の対象は、カトリックの教育理念に基づいて設置、運営されている保育園、認定こども園、幼稚園で構成する団体とする。

2. (削除)

(助成金の範囲と限度額)

第4条 助成金は、以下のとおりとする。
(1) 助成対象項目:講師料(謝礼)のみ
(2) 助成金額:研修会1回につき、50,000円を限度とした実費
2. 前号の申請は、1団体につき、年間1回とする。

(申請手続き等)

第5条 助成金の申請を行う団体の代表者は、本連盟会長宛に所定の申請書を作成し、実施後1カ月以内に事務局まで提出しなければならない。
2. 申請書には、以下の書類を添付する。
(1) 参加者名簿、研修会で使用した資料一式
(2) 講師料(謝礼)の受領証(コピー可)
3. 助成金の交付決定は送金をもって行うものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、本連盟常任役員会を経て、学校連合会理事会で決議する。

附 則 この規程は、2016(平成28)年4月1日から施行する。

- 2 この規程は、2017(平成29)年4月1日から改定施行する。
3. 本規程は、2023(令和5)年2月17日から改正施行する。

日本カトリック幼保連盟「ひかりの子」編集部に関する規約

(目的)

第1条 日本カトリック幼保連盟(以下「本連盟」という)規約第4条(4)に従い、カトリック園に学ぶ園児の保護者を対象に、人間としての生き方、家庭のあり方についてのキリスト教的実践や見解を紹介し、家庭とカトリック園との協力推進に資するために、「ひかりの子」を編集出版するものとする。

※本連盟規約第4条

(4) カトリック園の教育・保育に関する出版物の刊行

2 「ひかりの子」の発行業務は、この規約に従って実施するものとする。

(事務局)

第2条 「ひかりの子」を編集発行するために、本連盟内に「ひかりの子」編集部を置く。

2 事務局を一般財団法人日本カトリック学校連合会(以下「学校連合会」という)に委託し、編集発行に関わる事務を行う。

3 学校連合会負担金は、学校連合会と本連盟常任役員会が合意の上、決定する。

(編集部の構成)

第3条 「ひかりの子」編集部の構成は次の通りとする。

- (1) 代表 1名 (本連盟会長が兼任)
- (2) 編集委員 若干名
- (3) 事務局担当者
- (4) 出版業者担当者

(編集委員)

第4条 編集委員は、本連盟常任役員会に諮り、本連盟会長が委嘱する。

2 編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 編集委員の旅費及び手当については、以下のとおりとする。

- (1) 編集会議に出席した編集委員に対して、旅費規程に定める旅費を支払う。
- (2) 編集委員の報酬は、別表に定める基準で支給する。

(購読料)

第5条 購読料は、広く保護者に配布できること、及び発行に必要な経費を勘案し、本連盟常任役員会にて決定する。

2 購読料の一部は、学校連合会の事業費及び管理費に充てるものとする。

(委託業務)

第6条 「ひかりの子」の発行に際し、校正・印刷・発送等の委託業務は、キリスト教関係出版業者又は印刷会社の中から本連盟常任役員会にて決定する。

(原稿料)

第7条 原稿料については、編集部が検討して、本連盟会長に諮って決める。

(規約変更)

第8条 この規約の改定は、本連盟常任役員会を経て、学校連合会理事会で決議する。

附則 この規約は、2016(平成28)年4月1日から施行する。

- 2. この規約は、2017(平成29)年4月1日から改定施行する。
- 3. 本規程は、2023(令和5)年2月17日から改正施行する。
- 4. 本規程は、2024(令和6)年2月21日から改正施行する。

【別表】

単位:円

対象	支払額	源泉税額(10.21%)	支払額(ネット)
編集委員(年間一括払)	33,411	3,411	30,000

日本カトリック幼保連盟「かがやき」編集部に関する規約

(目的)

第1条 日本カトリック幼保連盟(以下「本連盟」という)規約第4条(3)及び(4)に従い、カトリック園に勤務する教職員を対象に、人間としての生き方、保育のあり方についてのキリスト教的実践や見解を紹介し、教職員の資質向上の一助とする。

＊本連盟規約第4条

(3) カトリック園に勤務する教職員の資質向上に必要な諸活動

(4) カトリック園の教育・保育に関する出版物の刊行

2 「かがやき」の発行業務は、この規約に従って実施するものとする。

(事務局)

第2条 「かがやき」を編集発行するために、本連盟内に「かがやき」編集部を置く。

2 事務局を一般財団法人日本カトリック学校連合会(以下「学校連合会」という)に委託し、編集発行に関わる事務を行う。

3 学校連合会負担金は、学校連合会と本連盟常任役員会が合意の上、決定する。

(編集部の構成)

第3条 「かがやき」編集部の構成は次の通りとする。

(1) 代表 1名 (本連盟会長が兼任)

(2) 編集委員 若干名

(3) 事務局担当者

(4) 出版業者担当者

(編集委員)

第4条 編集委員は、本連盟常任役員会に諮り、本連盟会長が委嘱する。

2 編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 編集委員の旅費及び手当については、以下のとおりとする。

(1) 編集会議に出席した委員に対して、旅費規程に定める旅費を支払う。

(2) 編集委員の報酬は、別表に定める基準で支給する。

(購読料)

第5条 購読料は、発行に必要な経費を勘案し、本連盟常任役員会にて決定する。

2 購読料の一部は、学校連合会の事業費及び管理費に充てるものとする。

(委託業務)

第6条 「かがやき」の発行に際し、校正・印刷・発送等の委託業務は、キリスト教関係出版業者又は印刷会社の中から本連盟常任役員会にて決定する。

(原稿料)

第7条 原稿料については、編集部が検討して、本連盟会長に諮って決める。

(規約変更)

第8条 この規約の改定は、本連盟常任役員会を経て、学校連合会理事会で決議する。

附則 この規約は、2017(平成29)年4月1日から施行する。

2. この規約は、2018(平成30)年4月1日から改定施行する。

3. この規約は、2023(令和5)年2月17日から改正施行する。

4. この規約は、2024(令和6)年2月21日から改正施行する。

【別表】

単位:円

対象	支払額	源泉税額(10.21%)	支払額(ネット)
編集委員(年間一括払)	22,274	2,274	20,000